

2022 年 10 月 14 日

各 位

尼崎信用金庫

融資特約繰上返済手数料にかかる「消費税」ご返還のお知らせとお詫び

今般、弊金庫が取り扱いしている融資特約繰上返済手数料（繰上返済金額の 2 %）につきまして、消費税が不課税であるにもかかわらず、お客さまに消費税相当分をお支払いいただいていることが判明いたしました。

これを受け、弊金庫では、本手数料をいただいたお客さまを対象に改めて正しい手数料を計算し、誤って多くいただいていた金額にお支払い日から経過日数に応じた法定利息（年 3 %）を加えてご返還させていただくことといたしました。

対象となりますお客さまには、個別にご連絡のうえ、すみやかに返還手続きを実施いたします。お客さまには大変なご迷惑をお掛けしましたことを心よりお詫び申し上げます。

記

1. 対象となるお客さま

- ・2012（平成 24）年 9 月 24 日以降、新規融資のご契約時に「繰上げ返済等に関する特約書」を差し入れいただいたお客さまで、最終期限到来前にそのご融資の全額または一部繰上返済によって、繰上返済金額の 2 %を手数料としてお支払いいただいたお客さまが対象となります。

※定額の繰上返済手数料をお支払いいただいたお客さま、住宅ローンの繰上返済のお客さまは返還対象ではございません。

2. お客さまへの対応

対象となるお客さまに対して、2022（令和 4）年 10 月 14 日から個別に文書でご返還額の明細をお知らせするとともに、11 月 11 日にご指定の預金口座にご入金いたします。

3. 今後の対応と再発防止策

弊金庫では、これまでも金融取引に係る消費税の取り扱いについては、適切に処理するよう努めてまいりましたが、今回の事象を重く受け止め、課税、非課税、不課税の別についてその解釈に疑義が生じる場合には、上部団体や税務署等に照会のうえ、適切に処理するよう徹底してまいります。

4. 本件に関するお問い合わせ先

フリーダイヤル 0120-26-0556（平日 9：00～18：00）

以上